

一般社団法人 日本作業療法士協会

大規模災害時支援活動基本指針

2007年6月21日 策定
2011年5月21日 一部改定
2014年2月15日 改定
2024年8月17日 改定

目 次

- I. 本指針の目的
- II. 大規模災害の定義
- III. 本会の対応
 - 1. 国内の災害への支援
 - 1) 組織体制
 - (1) 平時
 - (2) 災害発生情報を検知した時
 - (3) 災害対策本部設置時
 - 2) 時期別の対応指針
 - (1) 平時の対応
 - (2) 災害対策本部立ち上げ後の対応
 - ①第1次対応
 - ②第2次対応
 - ③第3次対応
 - ④第4次対応
 - ⑤第5次対応
 - ⑥災害支援活動の終了
 - 2. 海外の災害への支援

資料

- 1) 一般社団法人日本作業療法士協会 災害対策本部規程
- 2) 一般社団法人日本作業療法士協会 大規模災害を被った都道府県における作業療法士会の支援に関する規程
- 3) 一般社団法人日本作業療法士協会 大規模災害を被った都道府県における作業療法士会の支援に関する規程に係る内規
- 4) 災害発災情報検知時の手順

I. 本指針の目的

本指針は、大規模災害の発生について、日本国内においては一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）と都道府県作業療法士会（以下、士会）が連携し、被災した会員及び国民への災害支援活動を迅速且つ円滑に行うこと、海外については、被災国への支援を適切に行うことを目的とする。

II. 大規模災害の定義

本指針で定める大規模災害とは、自然災害（地震、津波、台風等による風水害、土砂災害、火山噴火等）、事故災害（原子力発電所等の核施設をはじめとする有害物質を取り扱う施設における事故、爆発、火災等）、その他の災害であって、多数の人的及び物的損失をもたらす、社会機能と生活機能の復旧・復興までに数ヶ月から数年に及ぶ長期間を要することが予想される災害のことをいう。

必ずしも激甚災害（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用による）に指定された災害に限らない。

III. 本会の対応

1. 国内の災害への支援

1) 組織体制

(1) 平時

災害発生時速やかに災害支援活動が展開できるように事務局は以下の業務を行う。

① 事務局

i 常に災害に関する情報の収集を行い、災害対策課に集約する。

② 災害対策課

i 災害支援活動に係る各種マニュアルを保存し、必要に応じて更新を提案する。

ii 災害発生時の支援物資のリストアップと収集方法について検討する。

iii 災害支援に関する研修等の企画・運営を行う。

iv 一般社団法人日本作業療法士協会派遣災害支援ボランティア（以下「災害支援ボランティア」と略す）の登録及び更新を行う。

v 災害支援に関して士会、関連団体との連携・調整を行う。

(2) 災害発生情報を検知した時

i 災害対策課は検知した際に被災の規模を「災害発災情報検知時の手順（仮称）」に沿って確認する。

ii 災害対策課は被災の規模に応じて会長に災害対策本部の設置を上申することができる。

(3) 災害対策本部設置時

i 会長は、大規模災害が発生した場合速やかに災害対策本部を設置し、災害対策本部長として本部員を招集する。

ii 災害対策本部長は、災害対策室と連絡調整室を設置する。

iii 災害対策室は、災害対策本部の指示に基づき、災害対策室長の指揮下、被災した都道府県作業療法士会（以下「当該士会」と略す）と密接に連携し、本会が行う災害支援活動を企画立案し、災害対策本部に上程する。

iv 災害対策室は、災害対策本部にて決定された災害支援活動の工程管理を行い、その進捗と最終的な結果を災害対策本部に報告する。

v 連絡調整室は、災害支援活動の実施にあたって情報収集及び活動の事務処理を行い、災

害対策本部に報告する。

2) 時期別の対応指針

(1) 平時の対応

- ① 災害対策課は（一社）日本作業療法士協会版「大規模災害時支援活動基本指針」の整備し、改定の必要性を提案する。
- ② 災害対策課は、各都道府県作業療法士会版「大規模災害時支援活動指針」策定を推奨し、支援する。
- ③ 災害発生時の本会と士会間の連絡および連携のあり方の整備し、確認する。
 - i 平時の連絡体制と連携方法（あり方）に関して、災害対策課と各士会の災害対策担当間で整備する。
 - ii 災害発生時の連絡体制と連携方法を、災害対策課と各士会の災害担当間で確立する。
- ④ 会員情報を含む本会の各種システム及びデータのバックアップ体制の整備
総務部は、本会の各種システム及びデータを保管・保護する体制を整備する。
- ⑤ 災害支援ボランティア登録制度の整備
災害対策課は、平時より登録制にしておき、災害支援ボランティア活動マニュアルと災害支援ボランティア受け入れマニュアルの配布、必要に応じて研修等を行い、災害時に遅滞なく災害支援ボランティアを派遣できる体制を整備する。
- ⑥ 災害時緊急支出金の確保
協会は、初期対応支援金をはじめとして、災害時に必要とされる支出の内容、対象、範囲等を一定程度想定し、緊急支出できる程度の資金を確保する。
- ⑦ 災害対策課は、一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）への参画をはじめとする関連他団体との連携を図り、災害発生時の連絡体制と連携方法を整備する。

(2) 災害対策本部立ち上げ後の対応

- ① 第1次対応（目安：発生直後～1週間以内）
 - i 会長は、定款施行規則第27条に基づく専決により、災害対策本部を設置し本部会議を招集する。それと同時に災害対策室と連絡調整室を設置する。
 - ii 本会事務局は、災害対策本部長（以下「本部長」と略す）の指示に基づき、災害見舞いのメールを関係各所に発信する。
 - iii 連絡調整室は、本部長の指示に基づき、当該士会との間で連絡方法を確立し、連携を開始する。
 - iv 連絡調整室は、本部長の指示に基づき、当該士会と近隣士会の被災情報の収集（被災状況の確認等）を開始する。
 - v 災害対策室は、緊急対応方針案を災害対策本部に提案する。
 - vi 災害対策本部は、災害対策室の提案による緊急対応方針を審議し決定する。
 - vii 連絡調整室は、他団体との間で連絡・連携、その他の対応について齟齬のないよう確認する。
 - viii 連絡調整室は、緊急対応方針に基づき初期対応を開始する。
 - ・ ホームページに見舞文の掲載
 - ・ 初期対応支援金の拠出
 - ・ 会費免除申請の受付開始
 - ・ 支援金受付口座の開設
 - ・ 災害支援ボランティアの派遣準備
 - ・ その他必要な対応
- ② 第2次対応（目安：発生後1週間～1ヶ月程度）
 - i 災害対策室及び連絡調整室は、当該士会や他団体との間で連絡・連携を図りながら、本会としての基本的な支援計画案を検討し災害対策本部へ提案する。
 - ii 災害対策本部は、災害対策室の提案による支援計画を審議し決定する。

- iii 災害対策本部は、決定した支援計画を当該士会に報告し、実施する。
 - iv 災害対策本部は、支援計画に基づき支援活動を開始する。
- ③ 第3次対応（目安：発生後1ヶ月～6ヶ月程度）
- i 災害対策本部は、被災地の状況及び当該士会の要請に応じ、支援活動を継続的に展開する。
 - ii 災害対策室は適宜に支援計画・活動を総括、会員・国民に広報し、災害対策本部に支援活動の定期的な報告および必要な追加支援等についての提案・広報を行う。
 - iii 災害対策本部は、必要に応じて国や地方自治体、他団体に対する要望活動を行うよう提案する。
- ④ 第4次対応（目安：発生後6ヶ月～1年程度）
- i 災害対策本部は、被災地の状況及び当該士会の要請に応じ、支援活動を継続的に展開する。
 - ii 災害対策室は適宜に総括し、災害対策本部に支援活動の定期的な報告および必要な追加支援等についての提案・広報を行う。
 - iii 災害対策本部は、状況に応じて、暫定的な総括を行う。
 - iv 災害対策本部は、必要に応じて国や地方自治体、他団体に対する要望活動を行うよう提案する。
- ⑤ 第5次対応（目安：必要に応じて、その後も継続）
- i 災害対策本部は、被災地の状況及び当該士会の要請に応じ、支援活動を継続的に展開する。
 - ii 災害対策室は適宜に総括し、災害対策本部に支援活動の定期的な報告および必要な追加支援等についての提案・広報を行う。
 - iii 災害対策本部は、状況に応じて、暫定的な総括を行う。
 - iv 災害対策本部は、必要に応じて国や地方自治体、他団体に対する要望活動を行うよう提案する。
- ⑥ 災害支援活動の終了
- i 災害対策本部は、総括の結果から災害支援活動の終了を確認し、災害対策本部の解散を会長に提案する。
 - ii 会長は災害対策本部の解散について理事会に提案し、決議を得る。
 - iii 理事会の決議後、災害対策本部は解散し、平時の活動へ引き継ぐ。
 - iv 災害対策課は、被災状況と本会の対応を記録・整理し、永久保管する。

2. 海外の災害への支援

本会は、海外で大規模災害が発生した場合に、国際部を通じて基本的にはWFOT等と連携して対応し、必要に応じて見舞い状、支援金を送ることができる。

また、被災国の作業療法士協会、WFOTの他、日本の行政省庁、JICA等の公的機関、その他から支援等の要請があった場合は適切に対応する。

資料 1)

一般社団法人 日本作業療法士協会

災害対策本部規程

2006年5月20日

2011年5月21日

2014年2月15日

2024年8月17日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会（以下「本会」という。）が設置する災害対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害の定義)

第2条 この規程にいう災害とは、大規模災害時支援活動基本指針に規定された大規模災害の定義に準ずる。

(災害対策本部の機能と権能)

第3条 災害対策本部は、災害発生後に、本件災害に局限して行う本会の対応について審議・決定するための臨時の機関とする。

2 災害対策本部の権能は、本会理事会に準ずるものとする。

(災害対策本部の構成員)

第4条 災害対策本部長は、会長をもって充てる。会長に事故があるときは副会長がその職務を代理し、代理する順序はあらかじめ会長が指名した順序とする。

2 災害対策副本部長は、副会長をもって充てる。副会長が災害対策副本部長の職務を執行する順序は、あらかじめ会長が指名した順序とする。

3 災害対策本部員は、常務理事、理事、監事、事務局長（理事に含まれない場合）、災害対策課長（理事に含まれない場合）をもって充てる。

(災害対策本部の下部組織)

第5条 災害対策本部の下に、災害対策室と連絡調整室を置く。

2 災害対策室は、大規模災害時支援活動基本指針に明示している災害支援活動を企画立案し、災害対策本部に上程、工程を管理し、定期的に報告・新規支援企画を提案する。

3 連絡調整室は、大規模災害時支援活動基本指針に明示している連絡・連携に関連する業務を行う。

(災害対策本部の設置)

第6条 災害の発生にあたり、会長は、定款施行規則第27条に基づく会長専決により、この規程の適用を決め、災害対策本部を設置することができる。

2 設置期間は必要に応じて会長が定めるものとする。

(災害対策本部会議)

第7条 災害対策に関する重要事項について審議・決定するため、災害対策本部は災害対策本部会議を開催する。

2 災害対策本部会議の運営は、理事会運営規程に準ずることとする。

- 3 災害対策本部会議が審議・決定する重要事項には、次の各号を含むものとする。
 - (1) 災害時の情報支援に係る本会の方針と活動内容
 - (2) 災害時の人的支援に係る本会の方針と活動内容
 - (3) 災害時の物的支援に係る本会の方針と活動内容
 - (4) 災害時の経済的支援に係る本会の方針と活動内容
 - (5) その他災害時に必要な支援に係る本会の方針と活動内容

(災害対策室の設置及び運営)

第 8 条 災害対策本部長は、災害対策本部設置と同時に災害対策室を設置する。

- 2 災害対策室長は、災害対策本部長が指名する。
- 3 災害対策室は、災害対策室長の指揮監督下で、本会が行う災害支援活動を企画立案して災害対策本部に上程し、その実施にあたっては工程管理を行い、その最終的な結果を災害対策本部に報告する。

(連絡調整室の設置及び運営)

第 9 条 災害対策本部長は、災害対策本部の設置と同時に災害対策室を設置する。

- 2 連絡調整室長は、事務局長をもって充てる。事務局長に事故があるときはあらかじめ事務局長が指名した者（事務局次長等）がその職務を代理する。代理する順序はあらかじめ事務局長が指名した順序とする。
- 3 連絡調整室は、災害対策本部会議の決定に基づき、災害対策室と密接に連携しながら、連絡調整室長の指揮監督下で、次の各号に示す事務を処理する。
 - (1) 関係する災害情報を収集、整理し、災害対策本部及び本会関係部署に通知すること
 - (2) 災害対策本部会議の決定事項を本会の関係部署に伝え、その実施の促進を図ること
 - (3) 災害対策本部会議の決定事項を全都道府県作業療法士会に通知し、その実施の促進を図ること
 - (4) 災害対策本部会議の決定事項を被災した地域の都道府県作業療法士会に通知し、その実施の促進を図ること
 - (5) その他災害対策に必要な事務に関すること

(災害対策本部の解散)

第 10 条 災害対策本部の解散は、本会理事会が本会としての災害支援活動の終了を確認した上でこれを決議する。

- 2 災害対策本部の解散に伴い、平時の活動として引き継ぐ。

(規程の変更)

第 11 条 この規程は、理事会の決議によって変更できる。

附 則

- 1 この規程は、2006 年 5 月 20 日から施行する。
- 2 この規程は、2011 年 5 月 21 日から一部改正により施行する。
- 3 この規程は、2014 年 2 月 15 日から一部改正により施行する。
- 4 この規程は、2024 年 8 月 17 日から一部改正により施行する。

資料 2)

一般社団法人 日本作業療法士協会

大規模災害を被った都道府県における作業療法士会の支援に関する規程

2007年5月19日

2011年5月21日

2014年2月15日

2024年8月17日

(目的)

第1条 この規程は大規模災害が起きた際に、一般社団法人日本作業療法士協会（以下「本会」という。）が、災害対策本部の決定に基づいて、被災した地域の都道府県作業療法士会（以下「当該士会」という。）に対して行う支援に関し、必要な事項を定める。

(一次支援)

第2条 本会は、災害対策本部の設置に伴って可及的速やかに、次の各号に示す一次支援を行うことができる。

- (1) 当該士会に対し、初期対応支援金 30 万円を拠出する。
- (2) 内規に定める方法と基準に従って、被災した会員の当該年度の会費免除申請を受け付ける。
- (3) 当該士会に対し、被災者への支援活動計画の有無、規模、期間とその計画遂行について、本会に要望する支援の内容についての提示を求める。

(二次支援)

第3条 本会は、当該士会が提示した被災者への支援活動計画に応じ、あるいは災害対策室が計画した支援活動について、災害対策本部会議の議決を経て、次の各号に示す支援を行うことができる。

- (1) 当該士会の会員データの提供、被災会員の再就職先の情報提供、臨床実習受け入れ代替施設の調査などの情報支援
- (2) 本会による災害支援ボランティアの募集・派遣、他団体との協働による災害支援ボランティアの募集・派遣などの人的支援
- (3) 一般的な支援物資の提供、リハビリテーション関連の治療材料・福祉用具の提供などの物的支援
- (4) 支援金の募集や災害時緊急支援費の予算化による当該士会への資金提供、国や都道府県の委託事業獲得などの経済的支援
- (5) その他必要な支援

(規程の変更)

第4条 この規程は、理事会の決議によって変更できる。

附 則

- 1 この規程は、2007年5月19日から施行する。
- 2 この規程は、2011年5月21日から一部改正により施行する。
- 3 この規程は、2014年2月15日から一部改正により施行する。
- 4 この規程は、2024年8月17日から一部改正により施行する。

資料 3)

一般社団法人 日本作業療法士協会

大規模災害を被った都道府県における作業療法士会の支援に関する規程に係る内規

1. 規程第 2 条「一次支援」には連絡調整室（事務局）を通して行う下記の対応を含むものとする。
 - (1) 当該士会に対し書面、FAX 若しくは電子メールにて見舞状を出す。
 - (2) 本会ホームページ、直近の機関誌等に見舞文を掲載する。
 - (3) 当該士会に対し被災地及び会員の被災状況の確認を求める。

2. 規程第 2 条 (2) の被災会員の会費免除申請の方法と基準は下記のとおりとする。
 - 1) 申請制とする。
 - 2) 申請手続きについては、本会ホームページ、機関誌、会員向け掲示板で広報するほか、当該士会のホームページや会報での広報も依頼する。
 - 3) 申請書類は、①申請書（氏名、会員番号、連絡先住所、電話・FAX 番号、申請理由を具体的に明記）と、②自治体発行の罹災証明書のコピーとする。
 - 4) 申請期間は最短でも 1 か月間、事情が許せば 2～3 か月間程度はとることとする。期間の設定については、可能なかぎり会員に不利益が生じないように、特に次の点に留意して災害対策室が提案し、災害対策本部会議の承認を得ることとする。
 - (1) 当該年の会費納入が日本作業療法学会の参加要件になっていること
 - (2) 作業療法士総合補償保険制度の 7 月 1 日補償開始（通年補償）には当該年 6 月 15 日までの会費納入が要件になっていること
 - 5) 申請者は申請期間内に申請書類を事務局宛てに郵送することとする。
 - 6) 事務局は申請書類をとりまとめ、申請期間終了後直近の三役会に諮った後、理事会に提出する。
 - 7) 会費免除は理事会の承認を受けることによって決定する。
 - 8) 会費免除は原則として、災害発生時に会員本人が居住していた自宅が罹災した場合を対象として、別に範囲を定める。ただし、本人は居住していない「実家」の被災は対象としない。
 - 9) 理事会決定後速やかに、事務局は申請者に対し承認・非承認の通知を行う。
 - 10) 会費免除決定時すでに当年の会費を納入済みの場合は、次年度の会費に繰り越すことができる。

災害発災情報検知時の手順

この手順は、報道等により災害発生の情報を検知した時の事務局の行動を示すことで、災害支援活動を円滑、かつ速やかに開始できるようにすることを目的とする。

1. 以下の災害情報を検知、大規模化またはその恐れがある場合、災害対策課は担当者を配置し、当該各士会に対して情報収集を行い、会長に情報を伝達する。
 - ① 震度 5（弱・強）の地震が発生した場合
 - ② 気象庁が津波警報を発表した場合
 - ③ 地震、風水害その他の災害による住家に被害が準半壊未満であった場合
 - ④ 気象庁が風水害、雪害の警報を発表した場合
 - ⑤ 河川のはん濫警戒が発表された場合

2. 以下の災害情報を検知、大規模化またはその恐れがある場合、事務局は担当者を招集し、当該士会に対して情報収集を行うとともに、会長に「災害対策本部の設置」を進言する。
 - ① 震度 6 以上の地震が発生した場合
 - ② 気象庁が大津波警報を発表した場合
 - ③ 地震、風水害その他の災害により、住家の大規模半壊以上の被害の報道があった場合
 - ④ 風水害、雪害その他の災害により、家屋の床上浸水以上の被害の報道があった場合
 - ⑤ 河川のはん濫が発表された場合
 - ⑥ 上記の災害の他、土砂災害、大規模火災・爆発、その他により避難所の開設が発表された場合

3. 災害発生時の会員の会費免除の対象と範囲については以下のとおりとする。
 - ① 災害発生時に会員本人が居住していた自宅が罹災した場合であり、本人が居住していない実家の罹災は対象としない。なお、「会員本人が居住していた自宅」は、持ち家・借家等の賃貸、社宅等は問わず、「震災発災時に居住していた」ことを要件とする。
 - ② 罹災の範囲は以下の通りとする。
全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊